福祉用具貸出事業

本巣市社会福祉協議会から福祉用具の貸出利用を 希望されます方へご案内

★利用対象者 市内在住の介護保険認定者を除く方

<利用料一覧表>

カ カ	ıl AA E	具名	利	用	料	利用料16日目以降
	L HJ =		1⊟≣~15⊟≣			1ヶ月分
電重	カベッ	\ -	5	0 0	円	1,000円
車	椅	子	無		料	300円
步	行		無		料	300円

- ☆ 1ヶ月を超える場合、15日未満は半額、16日以上は1ヶ月分の利用料で計算します。
- ☆ 利用料は、3ヶ月ごとの請求とします。
- ☆ 利用料納入方法 ① 収納金口座振替依頼により口座振替
 - ② 納入通知書により社協窓口にて現金納付

納	4月~ 6月ご利用分 8月10日 7月~9月ご利用分 11月10日					
入	10月~12月ご利用分 2月10日 1月~3月ご利用分 5月10日					
時	※ 口座振替の場合、10日が金融機関の休業日にあたる場合は、					
期	次の最初の営業日になります。					
	※ 返却月についてはその都度納入通知書を発行します。					

- ☆ 福祉用具貸出事業は年度ごとに申請書の提出をお願いします。
- ☆ 福祉用具貸出事業に伴う詳しい問合せ先

社会福祉法人 本巣市社会福祉協議会 地域福祉課

住 所 本巣市上保1261番地4(糸貫ぬくもりの里

電 話 058-320-0531

扣 当 生活支援係

